

民法改正（2020年4月1日施行）に関するお知らせ

2020年4月1日に施行される改正民法（明治29年法律第89号）を踏まえ、約款の変更に関する事項および、法定利率の変更に伴う事項について、以下にご案内します。

1. 約款の変更

本法改正において、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。その中で以下に該当する場合には、事業者（企業）側が既存の契約も含めてその約款の内容を変更できると規定されています。（法第548条の4）

(1) 変更が顧客の一般の利益に適合する場合

(2) 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている保険契約についても、改正民法で規定する上記の条件に該当する場合には、約款の内容が変更されることがあります。

【1.主な変更内容】

商品名：借家人総合保障保険普通保険約款

約款	新	旧
(保険金および返戻金の請求について) 第15条 5	5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、 <u>法定の利率で計算した遅延利息</u> を支払います。	5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、遅延利息(年率6%単利)を支払います。

商品名：借家人総合賠償責任保険普通保険約款

約款	新	旧
(保険金および返戻金の請求について) 第13条5	5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、 <u>法定の利率で計算した遅延利息</u> を支払います。 ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。	5前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払をすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、遅延利息(年率6%単利)を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。

商品名：事業者総合保障保険普通保険約款

約款	新	旧
(保険金および返戻金の請求について) 第16条5	5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、 <u>法定の利率で計算した遅延利息</u> を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。	5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、 <u>弊社所定の利率で計算した金利遅延利息(年率6%単利)</u> を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。

商品名：事業者総合賠償責任保険普通保険約款

約款	新	旧
(保険金および返戻金の請求について) 第14条5	前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、 <u>法定の利率で計算した遅延利息</u> を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。	前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、 <u>弊社所定の利率で計算した金利遅延利息(年率6%単利)</u> を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。

商品名：シンプルからだの保険（労務不能保険金特約）

特約	新	旧
(契約年齢の誤りの処理) 第20条	保険申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときはこの特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどし、その他のときは会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。	保険申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、 <u>会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどし、その他のときは会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。</u>
(保険期間中の契約条件の見直し) 第21条(1)	(1) 保険期間中に保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当会社は、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額（「契約条件の見直し」といいます。）を行うことがあります。	(1) 保険期間中に保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当会社は、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または <u>保険金額の減額</u> （「契約条件の見直し」といいます。）を行うことがあります。

商品名：シンプルからだの保険（疾病長期入院保険金特約）

特約	新	旧
(保険金を支払う場合) 第3条1	(1) 当会社は、責任開始後に発病した疾病を直接の原因としてその治療を目的として、日本国内の病院または診療所に継続して8日以上入院した場合は、その期間に対して、入院日数に応じて、以下の疾病長期入院保険金を被保険者に支払います。 ただし、【別表1】の悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的とした入院は、責任開始後90日を経過した日以降に医師により診断確定された場合に限りです。	(1) 当会社は、責任開始後に発病した疾病を直接の原因としてその治療を目的として、日本国内の病院または診療所に継続して8日以上入院した場合、その期間に対して、入院日数に応じて、 <u>この約款に従い疾病長期入院保険金を被保険者に支払います。</u> ただし、【別表1】の悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的とした入院は、責任開始後90日を経過した日以降に医師により診断確定された場合に限りです。
(契約年齢および性別の誤りの処理) 第14条	(1) 保険申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、始期日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどし、その他のときは会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。 (2) 保険申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。	(1) 保険申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、始期日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、 <u>会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、</u> すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどし、その他のときは会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。 (2) 保険申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。
(保険期間中の契約条件の見直し) 第15条1	(1) 保険期間中に保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当会社は、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額（「契約条件の見直し」といいます。）を行うことがあります。	(1) 保険期間中に保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当会社は、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または <u>保険金額の減額</u> （「契約条件の見直し」といいます。）を行うことがあります。
(普通保険約款の読み替え) 第18条	この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。 ① 第1章第1条（用語の定義）の危険、第3章基本条項第13条（告知義務）(3)③、(4)、(5)、第20条（重大事由による解除）(1)①、(2)、第33条（保険金の支払時期）(1)①、③の規定中「傷害」とあるのは「疾病」 ② 第3章基本条項第33条（保険金の支払時期）（注1）の規定中「第32条（保険金の請求）(2)および(3)」とあるのは「この特約第17条（保険金の請求）(2)および(3)」 ③ 第3章基本条項第36条（時効）の規定中「第32条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第17条（保険金の請求）(1)」	この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。 ① 第1章第1条（用語の定義）の危険、第3章基本条項第13条（告知義務）(4)、(5)、第20条（重大事由による解除）(1)①、(2)、 <u>第33条（保険金の支払時期）(1)①、③の規定中「傷害」とあるのは「疾病」</u> ② <u>第3章基本条項第13条（告知義務）(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「被保険者が疾病を被る前に」</u> ③ 第3章基本条項第33条（保険金の支払時期） <u>（2）</u> （注1）の規定中「第32条（保険金の請求）(2)および(3)」とあるのは「この特約第17条（保険金の請求）(2)および(3)」 ④ 第3章基本条項第36条（時効）の規定中「第32条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第17条（保険金の請求）(1)」

【2.その他】

これを機に、使用する用語の統一や正確な表現、実際の運用に即した記載方法に改めた箇所がございます。

詳しくは各商品の約款の新旧比較表をご参照ください。